

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2026年3月25日
【会社名】	株式会社ブロードエンタープライズ
【英訳名】	BROAD ENTERPRISE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中西 良祐
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市北区太融寺町5番15号 (注) 2026年4月から本店は下記に移転する予定であります。 東京都中央区晴海1丁目8番8号
【電話番号】	(06)6311-4511(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 経理部長 渡邊 宗義
【最寄りの連絡場所】	大阪府大阪市北区太融寺町5番15号
【電話番号】	(06)6311-4511(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 経理部長 渡邊 宗義
【縦覧に供する場所】	株式会社ブロードエンタープライズ (大阪府大阪市北区太融寺町5番15号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2026年3月24日開催の当社第24期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2026年3月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 当社は、主要な需要が東京に集中している現状を踏まえ、資金調達の機会拡大と投資家との対話促進を図るため本社を東京へ移転し、迅速な意思決定と経営基盤の強化を実現します。本店移転に伴い、定款の本店所在地を大阪市から東京都中央区に変更するものであります。なお、本変更については、本店移転日をもって効力を生ずるものとし、その旨の附則を設け、さらに当該附則は本店移転後の効力発生日経過後に削除するものいたします。

(2) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条(目的)につきまして、事業目的を追加するものであります。

(3) 上記の変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

第2号議案 取締役10名選任の件

中西良祐、中西美津代、上田大介、金子俊二、山口哲央、畑江一生、山本和生、渡邊宗義、井上北斗、木村俊雄の各氏を取締役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	48,611	81	-	(注)1	可決 99.83
第2号議案 取締役10名選任の件					
中西 良祐	48,474	218	-	(注)2	可決 99.55
中西 美津代	48,473	219	-		可決 99.55
上田 大介	48,475	217	-		可決 99.55
金子 俊二	48,474	218	-		可決 99.55
山口 哲央	48,475	217	-		可決 99.55
畑江 一生	48,476	216	-		可決 99.56
山本 和生	48,476	216	-		可決 99.56
渡邊 宗義	48,477	215	-		可決 99.56
井上 北斗	48,474	218	-		可決 99.55
木村 俊雄	48,468	224	-		可決 99.54

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上